

防災で地域をつなぐ情報誌

Bosai Journal

防災ジャーナル

2023年 夏
第2号



- ❖ 今こそ知りたい耐震診断・耐震補強工事
- ❖ 避難所での過ごし方「虎の巻」
- ❖ 防災の専門家からあなたへ - 災害に備えた習慣づくり -
- ❖ 防災 × アレルギー対策レポート
- ❖ <地域の防犯>今こそ徹底したい強盗対策と鍵かけ



アンシンク株式会社



⑤管理体制の整備
耐震診断や改修に関する情報を、国や自治体が集約して管理する体制が整備されます。

地域の工務店・建築会社の役割

まず工務店や建築会社（以下、工務店）が「建築物の耐震改修の促進に関する法律」をしっかりと理解する必要があります。また併せて建築基準法の旧耐震基準と新耐震基準の違いを説明するなど、住宅の耐震化の重要性を徹底させる必要があります。この際に難しい用語や専門語を並べる必要はない、いかに耐震が我々の身を守るものかを説明します。さらに国や地元の地方公共団体で行っている耐震診断・耐震工事に対する支援制度があるかしきり調べ、お客様が耐震の必要性を説明しても、建物の所有者である地域住民の方々が耐震について関心が薄かったり、その必要性に理解が乏しい場合、耐震対策は何も進みません。我が国は地震大国であること、その地震はいつどこで起こるかわからないため他人事としないことなどを改めて知る必要があります。一般的に家具転倒防止を施したり、災害備蓄品を用意される家庭も増えてきましたが、まだまだで

様に伝えることが必要です、「起こつてはいないけれどこれから起ころかもしないこと」に対しての説明をすることは難しいかもしれません、地道に説明し続けることが大切です。



さらに工務店自身もしっかりと耐震診断や耐震工事の最新技術を身につけ、日々研鑽することがお客様に伝える力を向上することにつながります。また社内の一人一人が耐震に精通することは必要ですが、お客様により理解していただけます。より専門性が高く、説明能力の高い人材を育成することも必要となります。

地域にお住まいの方のすべきこと

いくら政府や地方自治体、工務店が耐震の必要性を説明しても、建物の所有者である地域住民の方々が耐震について関心が薄かったり、その必要性に理解が乏しい場合、耐震対策は何も進みません。我が国は地震大国であること、その地震はいつどこで起こるかわからないため他人事としないことなどを改めて知る必要があります。一般的に家具転倒防止を施したり、災害備蓄品を用意される家庭も増えてきましたが、まだまだで

あるといえるでしょう。住宅の倒壊による圧迫死などのほか、それには、より専門性が高く、説明能力の高い人材を育成することも必要となります。

戸建住宅の耐震化の手順

①耐震診断を受ける
まずは、工務店や建築会社といった専門家による耐震診断を受けることが重要です。耐震診断によって、建物の現状を正確に把握することができます。

②補強プランの作成

耐震診断の結果をもとに、補強プランを作成します。補強プランでは、補強箇所や補強方法、費用などが計画されます。

③許可や保険
耐震工事は法律や規制によって厳しく管理されています。施工業者は適切な許可や保険が必要です。

④材料や工法
施工業者が使用する材料や工法が、

今こそ知っておきたい 耐震診断・耐震補強工事

耐震診断・リフォームを行うことで、地震などの自然災害に対する安全性が向上します。ご自身やご家族の安心・安全な生活を守るためにも、ぜひ実施を検討してみませんか？

まず私たちに大きな衝撃を与えたのは「阪神・淡路大震災」です。その時に奪われた命の半が住宅の倒壊などによる圧迫死や窒息死でした。被害状況を見てみると昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた住宅に顕著な被害を見ることができます。そのため政府は平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を制定し、建築物の地震に対する安全性の確保に努めています。

この法律により、多くの人が集まる、学校や病院、百貨店など、一定の建築物（特定既存耐震不適格建築物）のうち、現行の耐震規定に適合しないものの所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることが義務付けられました。

但し、一般的な木造住宅は、この耐震改修促進法における特定建築物には該当しません。このように特定建築物に関しては法律上、耐震が義務的に進められていますが、一般的な木造住宅に関してはさらなる耐震化を図る必要がありまます。ちなみに国土強靭化推進本部では、住宅について、令和12年までに耐震性が不十分なものをお

までも、学校や病院、百貨店など、一定の建築物（特定既存耐震不適格建築物）のうち、現行の耐震規定に適合しないものの所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることが義務付けられました。

但し、一般的な木造住宅は、この耐震改修促進法における特定建築物には該当しません。このように特定建築物に関しては法律上、耐震が義務的に進められていますが、一般的な木造住宅に関してはさらなる耐震化を図る必要がありまます。ちなみに国土強靭化推進本部では、住宅について、令和12年までに耐震性が不十分なものをお

おもね解消すべく、耐震化を促進すると言われています。

建築物の耐震改修の促進に関する法律の内容

ここで、建築物の耐震改修の促進に関する法律の内容について、耐震改修を実施する義務が課されます。

①耐震改修の義務化

建築物の所有者に対する一定の条件を満たした建築物については、定期的な耐震診断を実施する義務が課されます。

②耐震診断の義務化

建築物の所有者は、一定の条件を満たした建築物については、定期的な耐震診断を実施する義務が課されます。

③改修費用の補助金制度

耐震改修を実施する建築物の所有者に対して、改修費用の一部が補助されます。

④診断・改修業務の技術基準の設定

耐震診断や改修業務を行う業者に対して、技術基準を設け、その適正な実施を促すことで、品質の確保を図ります。

耐震診断を受けるタイミング

耐震診断を受けるタイミングは、建物の種類や建築年数、地震の頻度や規模、周辺地形など、様々な要因によって異なります。一般的には、建物が30年以上経過した頃や、大規模な地震が起った後など、定期的に耐震診断を受けることが推奨されます。また、建物を売却する際においても、建物の状態を客観的に把握するために価格交渉の材料となったり、建物の欠陥や修繕が必要な箇所を把握するために売買後に予期せぬ修繕費用が発生するリスクを軽減できたりと、耐震診断は多くのメリットがあると言えるでしょう。



防災士：塩田 忠則 Tadanori Shiota

株式会社愛幸 代表取締役
防災士、一般社団法人環境アレルギーアドバイザースポーツネットワーク 総支部長

「防災」や「被災・災害」と聞くと、皆さんはどのようなイメージをお持ちですか？もちろん、皆さんそれぞれに、災害に備える準備も、必要な「もの」「こと」「量」「質」も全て異なってきます。先ほど「皆さん」と私は問い合わせました、「あなた」、もしくはあなたの大切な方が、60歳以上の方だとして、被災したイメージを持つてみましょう。

あなたの、健康面・体力は、20歳代30歳代の方と比べて如何でしょうか？お住まいが、持ち家だとしたら、新築で入手しても多くの方はローンなどを人生設計に考慮して、若いころに建てているかもしれませんね。60歳を超えたあなたのその住まいは築何年になつていてるでしょうか？住まう街並みも変わつてきているかもしれませんね。



防災の専門家からあなたへ

第2回

災害に備えた習慣形成のススメ

災害時をイメージする

阪神・淡路大震災における死者及び行方不明者のおよそ6割が60歳以上の人们です。東日本大震災においては、2／3が60歳以上、東日本豪雨では、およそ7割が60歳以上だったのです。

防災準備を整える必要性

全国で起きた震災や風水害の人的被害を見ていると、多少の誤差はあるものの、いずれも高齢者を中心とした「要配慮者」に集中しています。先に上げました東日本大震災の60歳以上の死亡率は約65%。これは、被災前の60歳以上の人口密度の2倍以上に当たります。このようにいざという時、誰よりも死の危険にさらされるのはシニア世代。さらにシニアの中でも年齢が上がれば上がるほど犠牲者は増えていきます。この事実を受け止めて、しっかりと防災準備を整える必要があると考えられます。

まずは心構え

まず最初に取り掛かるのは心構え。「自助」「共助・（近助）」「公助」の言葉を聞いたことはありますか？「自助」は自分自身を助けること。「共助（近助）」は地域での助け合い。そして「公助」は、自分たちで支え合う「自助」と「公助」の行動イメージは、まずは「自助」。自分の身を守り家族の安否を確認する。次に「近助・隣近所」の困っている人に手を差し伸べる。さらに「共助・自治会や地域の安否確認や支援を行う。最後に「公助」は捨てる事。自分で守る。そして周囲を助ける。というインサイドアウトの心構えがとても大切なのです。

事前準備と習慣形成

では、具体的にどのように「自助」から取り組んでいけばよいのでしょうか？災害発生時【発災】において、命を守るとても大切な要因は、「事前準備」と「習慣形成」です。

プライオリティマネジメントという考え方があります。縦軸を緊急度、横軸を重要度として4つのグリッドに分けます。緊急で重要なことを「第1象限」

重要だけれど緊急でないことに取り組む

さらにシニア世代は、移動に杖や車いすを必要とするケースも多く見受けられます。避難場所までのルートは自力で移動できるのか、誰かの手を借りる必要はあるか、ルート途中に階段や勾配の険しいところはないか、河川の氾濫やかけ崩れの可能性はどうか？など、事前に本人の体力や状況に合わせた「事前準備」が必要になります。これが第2象限です。

災害時の行動を日常の当たり前として定着させる

また、万が一に備えて、体力をつけたための運動「習慣」を身につける。万が一の連絡方法にSNSを想定しているのであれば、家族と日常からSNS等で連絡を取り合う「習慣」を。そして家族の日々の変わるべき日程表をお互いが知っている。良好なコミュニケーションをとる「習慣」をつけることです。「習慣」は第2の天性と言われます。身につけば強力な防災力となります。日々の生活の中に「災害に備えた習慣形成」を意識付ける行動することをお勧めいたします。

この街で生活している私の「重要だけれど緊急でないこと」ってなんだろう？



は消防や自衛隊など、行政による救助を示す言葉です。毎日の生活の中で、私たちは当たり前のように「公助」に守られて生きています。しかし、いざ大災害に見舞われたら「公助」の軸は一気に崩れます。災害直後に特に必要なのは、自分たちで支え合う「自助」と「公助」の行動イメージは、まずは「自助」。自分の身を守り家族の安否を確認する。次に「近助・隣近所」の困っている人に手を差し伸べる。さらに「共助・自治会や地域の安否確認や支援を行う。最後に「公助」は捨てる事。自分で守る。そして周囲を助ける。というインサイドアウトの心構えがとても大切なのです。



安心を信頼と技術でお届けする アンシンク通信 vol.02

見て触れて体験できる！地域密着型避難所システム

避難体験型防災ステーションのご案内

災害時の仮設住宅・避難所等では以下の問題が発生します。

避難所不足

仮設住宅不足

クラスター
リスク

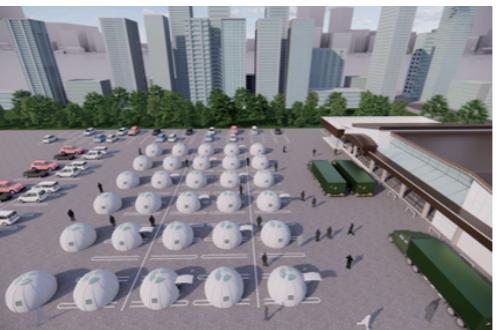
集団生活
ストレス

プライバシー
安全性の課題

**上記のような課題を踏まえ、アンシンクではドームハウスを含む
災害時用「簡易避難所パッケージプラン」をご提案しています。**

パッケージ内容

- ◆ 小人数で簡単に組み立て、分解可能な完全 DIY 型組立てドームハウス (HDPE 製)
- ◆ 非常食、非常用飲料水
- ◆ 毛布
- ◆ 簡易トイレ
- ◆ 携帯型蓄電池及び太陽光パネルセット



企業の遊休地対策や福利厚生として、防災備蓄用品・蓄電池等のエネルギー対策用品と合わせたパッケージモデルを推進していくことで、民間企業が各地域にて防災対策にて地域貢献し、国土強靭化計画に寄与していくようサポートしていきます。企業のスタッフ様の平時における防災教育、地域の安全な避難所の確保、避難所不足の解消による地域貢献として、導入・活用をして頂きたいと考えております。

当パッケージに関するお問合せは裏表紙のアンシンク(株)連絡先までお願ひいたします。

＜地域の防犯＞今こそ徹底したい強盗対策と鍵かけ



防災対策とともに取り組みたい防犯対策



強盗や侵入者から身を守るために、自宅のセキュリティを強化することは非常に重要です。この記事では、「個人ができる強盗対策と鍵かけのポイント」について解説します。自宅をより安全な場所にするための具体的な対策や、鍵のかけ方のコツを紹介します。

((▲)) すぐ実行したい強盗対策の五か条 ((▲))

1. 照明の利用

明るい環境は強盗や侵入者にとって不利な環境です。外灯や玄関周りの照明を設置し、夜間でも明るく照らすことで、犯罪のリスクを減らすことができます。また、タイマーを利用して不在時でも照明を点滅させることで、誰かが家にいるように見せかけることができます。

2. 防犯カメラ・警報システムの設置

防犯カメラは、不審者を抑止する効果があります。また、万が一の状況で犯人の特定に役立ちます。侵入者が家に入ろうとした際に、大音量の警報が鳴るシステムを設置することで、犯罪者を威嚇し、周囲にも注意を喚起できます。

3. 窓のセキュリティ

窓は侵入者が家に入る際のアクセスポイントです。窓に鍵をかけるだけでなく、シャッターや格子を設置することで、侵入をより困難にすることができます。

4. 隣人との連携

近所付き合いを大切にし、互いに家の様子を見守りましょう。不在時には、隣人に郵便物の受け取りや見回りをお願いすることで、犯罪のリスクを軽減できます。

5. ドア周辺の視界確保

ドア周辺の視界が悪いと、侵入者が隠れやすくなります。ドアの外観を確認できるよう、視界を確保することが重要です。例えば、庭の植栽を整理したり、郵便受けや表札の位置を工夫することで、家の周囲を見渡しやすくすることができます。

強盗対策の鍵かけのポイント

1. ダブルロックの活用

一般的な鍵だけでなく、追加の錠前やドアチェーンを利用することで、二重のセキュリティを確保できます。ダブルロックは、侵入者が鍵をこじ開ける時間を長くし、犯罪を困難にする効果があります。

2. 高品質な鍵の選択

高品質なシリンダー錠やディンプルキーなどの鍵は、ピッキングなどの不正解錠を困難にする構造になっています。信頼性の高いメーカーから適切な鍵を選び、家のセキュリティを向上させましょう。

3. スペアキーの管理

スペアキーは緊急時に役立ちますが、管理が不十分だと強盗に悪用されるリスクがあります。スペアキーは信頼できる家族や友人に預けるようにしましょう。

4. スマートロックの導入

スマートロックは、スマートフォンや専用のリモコンで操作できる電子式の鍵です。従来の鍵に比べ、解錠方法が難しく、侵入者によるピッキングが困難です。



防災ステーション

“防災 奥の細道”

2023年5月26日 ショールームオープン

自社倉庫や遊休地、空き家をご活用しませんか？

見学隨時受付中 設計・見積無料



発電機・蓄電池 / 防災オフィスコンビニ1000アイテム
学び直しリスクリソース / 避難所用ドーム / 防災情報発信

「防災 奥の細道」に関するお問合せはこちらまで

地域防災モデル「防災 奥の細道」実行委員会事務局 ミヤビワークス(株)内

〒503-0022 岐阜県大垣市中野町 2-4

E-mail:info@okuhoso.net / TEL:**0584-47-6220**



ラインからでも
QRコード



アンシンク株式会社 緊急時には 24 時間対応 !!

企業様の事業継続計画 (BCP) 策定支援は信頼と実績の当社にご依頼ください。

次の世代に続く安心を。

アンシンクは総合防災のプロフェッショナルとして、
年間3,000件以上の実績経験を活かし、
お客様に「安心」を「信頼と技術」でお届けしています。



<https://www.anthink.co.jp/>

◆本社所在地：〒500-8289 岐阜県岐阜市須賀 3-1-22

TEL:058-268-6801/FAX:058-268-6802

◆大垣店所在地：〒503-0022 岐阜県大垣市中野町 2-4

TEL:0584-73-2568/FAX:0584-73-2567

◆名古屋営業所：〒457-0861 愛知県名古屋市南区明治 2-15-1

TEL:052-698-2301/FAX:052-698-2302

本誌記事に関するお問い合わせは以下までお願いいたします

防災ジャーナル編集部 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-11-5 日本橋吉泉ビル 2F (一社) 日本環境保健機構内 TEL:050-6865-6838